



平成 28 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 東 洋 刃 物 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 允
 (コード番号 5964 東証第二部)
 問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 久 保 雅 義
 (T E L (022) 358 - 8911)

(訂正) 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

平成 28 年 5 月 13 日付けにて開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」について、記載内容に一部訂正がございましたのでお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線(二重線)を付して表示しております。

記

【訂正箇所】

平成 28 年 5 月 13 日付適時開示資料「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」4 ページ(取締役の責任免除)第 2 項

【正誤表】

(訂正前)

現行定款	変更案
<p>第 30 条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 32 条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外取締役の</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</p>

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>第 30 条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外取締役の</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 32 条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</p>

以上